

明治学院大学公正研究責任者及び公正研究委員会に関する規程

2007年7月13日 常務理事会承認

2007年7月27日 臨時理事会承認

2011年2月18日 常務理事会承認

(設置)

第1条 明治学院大学(以下「本学」という。)において行われる受託研究費、共同研究費、科学研究費補助金、およびこれ以外の研究に係る外部からの資金(以下「公的研究費等」という。)を受けた研究について公正な研究の実施および適正な公的研究費等の運営・管理、ならびに研究上の不正行為(以下「不正行為」という。)の防止を図るため、最高管理責任者、統括管理責任者、部局責任者、公正研究責任者および公正研究委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(各責任者と権限・任務)

第2条 前条に規定された各責任者の権限・任務は、次のとおりとする。

- (1) 最高管理責任者は、本学における公的研究費等の運営および管理全体を統括するとともに最終責任を負うものとし、本学学長をもって充てる。
- (2) 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、その指示の下に、本学における公的研究費等の運営・管理全体の統括を実施する責任と権限を持つものとし、副学長のうち学長が指名した一人をもって充てる。
- (3) 部局責任者は、各部局における公的研究費等の運営・管理を実施する責任と権限を持つものとし、各部局の長をもって充てる。ここで「部局」とは、各学部・教養教育センター・法務職研究科をいう。
- (4) 公正研究責任者は、次条に規定する委員会の任務について総括するものとし、統括管理責任者を充てる。

(委員会の任務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項をつかさどる。

- (1) 公正な研究を実施し、適正に公的研究費等を運営・管理するための教育・啓発活動
- (2) 不正行為が生じた場合の調査、審理および判定ならびに再調査、再審理および再判定
- (3) 当該学部等に研究倫理委員会が存在しない場合あるいは各学部等研究倫理委員会から依頼された場合、研究における倫理に係る相談の審理および判定ならびに再審理および再判定
- (4) その他公正な研究の実施および適正な公的研究費等の運営・管理、ならびに研究上の不正行為の防止を図るために必要な活動

(委員会の組織)

第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 公正研究責任者
- (2) 大学評議会評議員のうち学長が指名した者2名

(3) 法務職研究科長

(4) 学長が必要と認める学外の専門家若干名

(5) その他委員会が必要と認めた者

2 前項第2号、4号および5号の委員は、学長が任命する。

(任期)

第5条 前条第2項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、その都度補充する。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、第4条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故がある場合は、あらかじめ委員長が指名した委員が議長となる。

(定足数)

第7条 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、議事は、出席者の過半数によって決する。

(意見の聴取)

第8条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、関係部局の協力を得て、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、公正研究責任者及び委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

2 第3条第2号に規定する不正行為が生じた場合の調査、審理および判定ならびに裁定に係る手続きは、「明治学院大学公的研究費等における不正行為に関する取扱規程」の定めるところによる。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、大学評議員会の議を経て常務理事会の承認を得るものとする。

付 則

1 この規程は、2007年4月1日から施行する。

2 この規程は、2011年4月1日から施行する。